

丹生谷合併協議会だより



鷲敷町



相生町



上那賀町



木沢村



木頭村



第12号-2004年10月

第12回合併協議会を開催

日時 平成16年9月24日(金)
午後2時～午後7時35分
場所 相生ふるさと交流館2F会議室

-合併協定項目の協議終了-

上記日程により第12回合併協議会を開催し、「財産の取扱い」「学校教育事業」「社会教育事業」についての報告の後、「新町建設計画について」「事務組織及び機構の取扱いについて」「窓口業務について」「公共的団体等の取扱いについて」の4項目についての協議を行いました。

なお、今回の協議会での協議・承認をもって、合併協定項目の協議が全て終了しました。



第12回合併協議会日程

- | | |
|--------------|-----------------------------------|
| 1 開 会 | 5 協議事項 |
| 2 会議録署名委員の指名 | 14 新町建設計画について |
| 3 会長挨拶 | 14-5 那賀町まちづくり計画 -第3章、第4章、第5章、第6章- |
| 4 報告事項 | 56 事務組織及び機構の取扱いについて |
| ①財産の取扱い | 57 窓口業務について |
| ②学校教育事業 | 58 公共的団体等の取扱いについて |
| ③社会教育事業 | 6 第13回協議会日程について |
| | 7 第13回協議会の協議内容について |
| | 8 その他 |
| | 9 閉 会 |

新町建設計画について

那賀町まちづくり計画 -第3章、第4章、第5章、第6章-

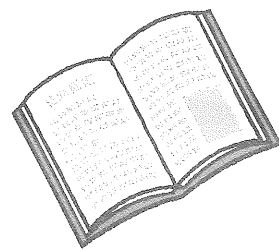
◆那賀町まちづくり計画の第3章、第4章、第5章、第6章についての協議を行い、承認されました。

第3章 新町まちづくりの基本方針

第4章 新町まちづくりの主要施策

第5章 公共的施設の統合整備

第6章 財政計画



※那賀町まちづくり計画の序章、第1章、第2章については、第9回協議会で承認済み。



事務組織及び機構の取扱いについて

◆事務組織及び機構の取扱いについての協議を行い、以下のとおり承認されました。

- ①合併の効果を十分に生かした組織・機構とする。
- ②総合支所方式を基本とする住民本位の組織・機構とする。
- ③日野谷支所、平谷支所及び海川支所は出張所とする。
- ④市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の4第1項の規定に基づく地域審議会を、合併前の5町村の区域ごとに設置する。

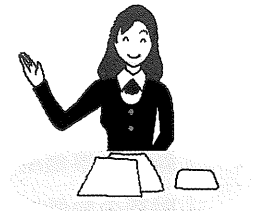
当該地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項については、「地域審議会の設置に関する協議」のとおりとする。



窓口業務について

◆窓口業務についての協議を行い、以下のとおり承認されました。

窓口業務については、住民サービスの低下を招かないよう調整に努める。



公共的団体等の取扱いについて

◆公共的団体等の取扱いについての協議を行い、以下のとおり承認されました。

公共的団体等の取扱いについては、新町の一体性を確保するため、それぞれの団体の実情を尊重しながら、統合又は再編について次のように調整に努める。

- ①共通の目的をもった団体は、できる限り合併までに統合できるよう調整に努める。
- ②共通の目的をもった団体で、現状では合併までに統合することが困難な団体については、合併後速やかに統合又は再編できるよう調整に努める。
- ③各町村独自の目的をもった団体は、原則として現行のとおりとし、団体の自主的判断に委ねる。
- ④自主的地域自治組織については、新町において振興を図る。



合併協議会だよりの発行を通じて、協議会での審議の過程をお知らせ致します。合併問題を考える際にお役立て下さい。

また、合併協議会の会議録と会議に提出された資料等については、合併協議会事務局、各町村役場及び支所で閲覧することができます。

合併協議の状況（平成 16 年 9 月 24 日時点）

	項 目	協議
1	合併の方式	○
2	合併の期日	○
3	新町の名称	○
4	新町の事務所の位置	○
5	財産の取扱い	○
6	議会の議員の定数及び任期の取扱い	○
7	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	○
8	地方税の取扱い	○
9	一般職の職員の身分の取扱い	○
10	特別職の身分の取扱い	○
11	条例、規則等の取扱い	○
12	事務組織及び機構の取扱い	○
13	一部事務組合等の取扱い	○
14	使用料、手数料等の取扱い	○
15	公共的団体等の取扱い	○
16	補助金、交付金等の取扱い	○
17	字名の取扱い	○
18	慣行の取扱い	○
19	国民健康保険事業の取扱い	○
20	介護保険事業の取扱い	○
21	消防団の取扱い	○
22	電算システム関係の取扱い	○
23	新町建設計画	○

※「新町の町章」については、第 13 回協議会で選考・決定の予定です。

	項 目	協議
24	各種事務事業の取扱い	
24-1	女性政策事業	○
24-2	国際交流事業	○
24-3	代替バスの取扱い	○
24-4	広報広聴関係事業	○
24-5	納税関係事業	○
24-6	消防防災関係事業	○
24-7	交通関係事業	○
24-8	窓口業務	○
24-9	保健衛生事業（環境）	○
24-10	病院、診療所事業	○
24-11	障害者福祉事業	○
24-12	高齢者福祉事業	○
24-13	児童福祉事業	○
24-14	保育事業	○
24-15	健康づくり事業	○
24-16	農林水産関係事業	○
24-17	商工・観光関係事業	○
24-18	建設関係事業	○
24-19	上・下水道関係事業	○
24-20	町立学校の通学区域	○
24-21	学校教育事業	○
24-22	文化振興事業	○
24-23	社会教育事業	○
24-24	コミュニティ施策	○
24-25	若者定住促進対策	○

第 12 回合併協議会における 4 項目の協議・承認をもって、合併協定項目（上表参照）の協議は終了しました。（今後の予定については、合併事務局までお問い合わせ下さい。）

- 第 13 回丹生谷合併協議会の開催日時や場所については、丹生谷合併協議会事務局までお問い合わせ下さい。
- 協議会の会議は原則公開であり、どなたでも傍聴することができますのでお気軽にお越し下さい。ただし、傍聴席数の都合により、傍聴者多数の場合は制限をさせて頂く場合がありますのでご了承ください。



編集
発行

丹生谷合併協議会事務局

〒771-5411 徳島県那賀郡相生町横石字大板 35 番地（相生ふるさと交流館内）

TEL (0884) 64-0555 FAX (0884) 64-0557

